

仙台市社会福祉審議会の概要

1 設置の根拠

社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法（以下「法」という。）第 7 条の規定に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、仙台市社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）第 1 条に基づき設置している。

2 組織

市議会議員、社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから市長が任命する（法第 8 条）。委員 70 人以内で組織し（条例第 2 条）、委員の任期は 3 年とする（条例第 3 条）。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる（法第 9 条）。

3 議事

定足数 委員の過半数出席（条例第 7 条）

議事 出席委員の過半数で決する（条例第 7 条）。

可否同数のときは、委員長が決する（条例第 7 条）。

分科会及び部会の決議は、審議会の決議とする（運営要領第 5 条）。

4 分科会及び部会

名 称	調 査 審 議 事 項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項
障害者福祉専門分科会 └ 身体障害者福祉審査部会	障害者の福祉に関する事項 身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法等に基づく医療機関及び医師の指定及び取消に関する事項
老人福祉専門分科会	老人福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉に関する事項
児童福祉専門分科会 └ 措置・里親審査部会 └ 保育所等認可審査部会 └ こども権利擁護部会	児童福祉に関する事項 里親の認定、児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証、特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証並びに社会的養育推進計画に関する事項 保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項 社会的養護のものとこどもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て、申出に関する事項